

# 令和3年第15回定例公安委員会会議録

開催日時 令和3年6月17日（木）午前11時10分～午後2時45分

開催場所 警察本部

## 第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時25分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 服部警察本部長 川島警務部長 岡山首席監察官  
前田生活安全部長 谷村刑事部長 柴田交通部長  
加藤警備部長 青木警察学校長 濱口情報通信部長  
水谷警務部参事官

（事務局等～山脇公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

4 報告事項

- 鳥取県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定（警務部）
- 鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報及び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報の公表（警務部）
- 令和3年夏の交通安全県民運動の実施（交通部）

（1）鳥取県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定（警務部）

### 警察本部

第4次犯罪被害者等基本計画等に基づき、鳥取県警察犯罪被害者等支援基本計画を策定した。これは、県警察の犯罪被害者支援施策を計画的に推進するために講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的としており、計

画期間は、本年5月24日から令和8年3月31日までである。

具体的な施策は、5項目を基本柱としている。1つ目は、相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供である。この柱を構成する詳細な施策は、相談体制の充実、捜査に関する適切な情報提供等17項目である。2つ目は、精神的被害の回復への支援及び経済的負担への軽減に資する支援であり、詳細な施策は、医療費等の公費負担、被害少年の精神的被害を回復するための体制整備等10項目である。3つ目は、犯罪被害者等の安全の確保であり、詳細な施策は、再被害防止措置の推進等7項目である、4つ目は、犯罪被害者等支援推進のための基盤整備であり、詳細な施策は、犯罪者支援担当者制度の活用等17項目である。5つ目は、県民の理解の増進であり、詳細な施策は、各種広報媒体を活用した広報啓発活動、命の大切さを学ぶ教室の開催等8項目である。

本計画の新規、改正項目は13項目ある。このうち、地方公共団体における条例の制定等に関する協力については、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定や計画指針の策定に対する協力を行う。地方公共団体における見舞金制度等の導入促進に対する協力については、犯罪被害者等に対する見舞金支給や生活資金の貸付け制度の導入に向けた検討を行うための協力を行う。研修の充実等については、これまででも研修を実施しているが、社会情勢に合った内容とするべく改正し、被害児童からの聴取に関する技能向上、性的マイノリティの被害対応等の研修を充実させる。犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実は、社会生活の変化に応じた施策を実行するため、相談機関や支援に関する情報等をウェブサイトで提供するなど、その充実を図る。そのほか、県警察独自の施策であるサイバー犯罪に係る情報提供・相談窓口の充実等も計画に盛り込み、継続施策とした。

今後、計画の進捗状況等を集約し、関係各課で情報共有を図り、相互協力できる体制を構築しつつ、本計画に基づいた被害者支援の取組を一層推進する。

#### 委員

犯罪被害者が置き去りにされていた時代もあったが、良い方向に進んでいると思う。被害者に寄り添った丁寧な対応を行っていただきたい。

#### 委員

被害者には、精神的支援と経済的支援が必要であり、関係機関の協力を呼び掛けていただきたい。

- (2) 鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報及び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報の公表（警務部）

#### 警察本部

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、鳥取県警察特定事業主行動計画である鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画に係る情報及

び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報を公表する。

同計画では、4つの数値目標を定めている。1つ目は、県警察の警察官に占める女性警察官の割合を令和7年4月1日までに13パーセントとすることを目標としており、計画的な採用を行い、本年4月1日現在で11.6パーセントとなった。2つ目は、全職員の年次有給休暇等の平均取得日数について、年間17日以上を目標としているところ、昨年は、前年比微増の16.9日であった。一部所属では達成しているものの、県警察全体で取得できるよう、引き続き勤務体制や環境改善に努める。3つ目は、男性職員の配偶者出産休暇及び育児のための休暇について、合計取得日数4日以上取得率100パーセントを目標としているところ、76.7パーセントであった。4つ目は、男性職員の育児休業取得率について、60パーセントを目標としているところ、前年度比約3パーセントポイント減少の53.33パーセントであった。現在は、配偶者の妊娠が判明した時点で育児休業の案内や意向確認をしており、引き続き、可能な限り2週間以上の育児休業を取得するよう組織を挙げて取組を推進する。

女性の職業選択に資する情報は5項目公表する。このうち、職員に占める女性職員の割合は、女性警察官だけでなく、警察行政職員に占める女性の割合も上昇傾向にある。各役職段階に占める女性の割合と伸び率は、今回初めて公表する。本年度は、女性警部が3人増え、女性警察官の幹部登用も進んでいる。警察行政職員も、管理官級を含め女性幹部が着実に増えている。女性の視点を生かした警察運営を行うためにも、計画的に女性幹部の育成を進めていきたい。

これらの内容については、県警察のホームページにおいて公表する。

#### 委員

男性職員の育児休業の取得率向上には、取得を促したり、休んでも大丈夫だという幹部の声掛けが大切だと思う。良い流れだと思うので、県警察の取組を県民に知っていただければと思う。

#### 委員

休む時のフォロー体制がしっかりしていれば、取得しやすさにつながると思う。これらの取組結果として、県警察の活性化につながればと思う。

#### 委員

働きやすい環境とするため、組織一体となり前向きに取り組んでいると思う。警察のイメージが変わる内容であり、採用の広報にも生かしていただきたい。

#### 警察本部

育児以外にも様々な事情がある職員がいるので、各種施策を推進し、職員の仕事と家庭の調和を図りたい。

### (3) 令和3年夏の交通安全県民運動の実施（交通部）

#### 警察本部

7月12日から21日までの間、令和3年夏の交通安全県民運動が実施される。この時期は、夏休み等による交通実態の変化や、暑さによる疲労等からの漫然運転による交通事故が懸念される。また、新しい生活様式の普及により、自宅での飲酒による飲酒運転の増加が懸念されることから、県民に交通ルールの遵守等を広報し、交通事故防止を図る。運動重点は、子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止等4点である。

期間中の7月15日は、交通マナーアップ強化日等として、関係機関と連携し、県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止対策に関する取組を重点的に行う。

運動初日には、鳥取警察署では警察音楽隊とともにパレード、倉吉署ではマイク広報を行いながらの車両パレードを予定するなど、各警察署で行事等を計画している。また、運動重点に沿って、高齢者訪問、学校における自転車指導や交通安全講習のほか、長距離運転ドライバーが多く立ち寄る道の駅における広報、パトカーによる見せる活動等を強化する。

悲惨な交通事故が1件でも減るよう、関係機関、団体と連携して取り組む。

#### 委員

様々な取組をされており、横断歩道で歩行者が横断待ちをしている場合、停止する車が増えたように感じる。運動重点にもあるが、自転車が危険だと感じることもあるので、広報をよろしく願います。

#### 委員

コロナ禍で制限されることもあるが、地域全体の交通安全意識を高める取組を行っていただきたい。

#### 委員

本県は、昨年の交通死亡事故件数が少なかったが、高齢者が関係する事故が多い。地道な活動になるが、高齢者訪問等を通し、高齢者に伝わるよう取り組んでいただきたい。

#### 警察本部

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場での広報を行っている署もある。引き続き、高齢者と関わる方々とも連携して対応していきたい。

## 5 その他

鳥取警察署による大規模災害対処訓練の実施状況をリモートで視聴した。

## 第2 その他の公安委員会活動

### 1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

### 2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

### 3 事前説明

- ・鳥取県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定
- ・鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報及び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報の公表
- ・鳥取警察署による大規模災害対処訓練の実施

### 4 決裁

令状請求者等の指定

### 5 視察等

在外公館出向経験者による業務説明

### 6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

### 7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。